



2010年 12月9日 木曜日  
(平成22年)

埼玉新聞社 〒331-8686 さいたま市  
北区吉野町2-282-3  
本社代表 048-795-9930

# 県「成年後見」拡充へ

## 高齢化に備え推進協

認知症や一人暮らしのお年寄りなどの契約案件や財産を管理する成年(法定)後見制度について、県は進行する高齢化社会を踏まえ「後見人」の養成、拡充策を強化する。8日の県議会で中屋敷慎一議員(刷新の会)の一般質問に対し、武島裕福祉部長は制度の拡充に向け「関係機関による推進協議会を早急に立ち上げる」と述べ、市民と福祉団体が連携した「埼玉モデル」の後見人を増やす仕組みを検討する考えを示した。(沢田稔行)

高齢介護課によると、本県の成年後見制度申し立て件数は2004年の834件から09年には1299件に増加。そのうち親族が後見人となっているのは884件(全体の68%)、残り415件は弁護士や司法書士ら第三者が受け持っている。

本県の高齢化率は今年の19・56%から5年後には25・50%と全国一のスピードで進むと予測されている。悪徳商法や振り込め詐欺が社会問題化する中、同制度の拡充は喫緊

の課題であり、独居老人などにも踏み込む業務を行った。養老が強く叫ばれている。だが、親族以外の後見人には専門的な法律知識が必要。上、個人の財産、プライバシー

そのための、県は地域住民と福祉法人をタイアップさせた後見人の仕組みを全県に広げ

### 成年後見制度

判断能力が不十分な状態にある高齢者や障害者の財産や生活を守るため、預貯金や不動産などの財産管理や日常生活での契約を本人に代わって行う個人(親族や弁護士、司法書士など)や法人(社会福祉協議会、NPO法人など)を選任する「法定後見」が一般的。将来の判断能力の低下に備える「任意後見」もある。制度の利用には配偶者や親族らの申し立てにより家庭裁判所が適任かどうか判断する。

ていきたい考えた。モデルとなるのは志木市社会福祉協議会と富士見市のNPO法人が行った取り組み。ともに市民向けの後見人講座で法律知識を

学んでもいい、習得した市民による後見業務は社協やNPOと連携し「法人後見」として行う。市民の活力と法人の信頼を組み合わせ、お年寄りを支える仕組みだ。

年明けをめどに立ち上げる推進協議会では市町村や家庭裁判所、福祉団体、弁護士会関係者を構成メンバーとし、後見人の具体的な養成方法や仕組みを年度内に決める方針。同課は「市民の善意を集め、高齢化社会を下支えするシステムをつくりたい」と話している。